

京都産業大学初期史における教育改革案

—「中間答申書」の再考察—

川 合 全 弘

An Educational Reform Plan in the Early Days of Kyoto Sangyo University: Reconsideration of the 1970 “Interim Report”

KAWAI Masahiro

1. はじめに

本稿の課題は、昭和45年に京都産業大学教学委員会教科課程専門分科会によって作成された「中間答申書¹⁾」を対象とし、この先駆的な教育改革案の意義と限界を、目下本学の教育に従事する我々が当時の人々から引き継いだ、我々自身の改革課題として再考するための資料たることにある。

管見によれば、この「中間答申書」は、高度化しつつある産業社会の要求と大衆化しつつある大学の現実とに創造的に応答しうる「新構想の大学²⁾」像を、全国に先駆けて描き出そうとした点で、戦後日本の高等教育史において先駆的な意義を持つ³⁾。またそれは、本学建学の精神を本気で実現しよ

1) 「中間答申書」とは、今日の全学教務委員会にあたる教学委員会と部局長会議との審議を経て、昭和44年6月に荒木俊馬総長が教学委員会教科課程専門分科会に作成を委任し、翌45年7月1日付けで同分科会から荒木総長に提出された、本学教科課程の抜本的な改革案である。前文2頁、目次8頁、本文90頁、付表27頁の全127頁から成る、かなり大部の文書であり、刊行の日付は昭和45年8月31日である。京都産業大学大学史編纂室、B-45-192。

2) 佐藤吉昭、「教育改革に関する専門分科会発足にあたって」、『京都産業大学報』第5号、2頁、1969年9月11日。佐藤吉昭は、教科課程専門分科会の議長役を務めた、本改革の中心人物の一人である。

3) 「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」と題する文部大臣の諮問を受けた中央教育審議会が、それに対する答申を提出したのは、昭和46年6月11日である。このいわゆる「46答申」は、初等・中等教育から高等教育に至る日本の学校教育全般にわたる課題とそれを解決するための基本的施策を包括的に論じ、また「大学設置基準の運用の弾力化」の提唱を通じてその後我が国の高等教育政策を基本的に方向づけることとなった、重要文書である。本学の「中間答申書」は、大学教科課程の問題に限って言えば、

うとした最初の — そしてこれまでのところ最後の — 真剣な教育改革企図である点において、京都産業大学史上、際立った地位を占める⁴⁾。「中間答申書」の提出を受けた本学創立者の荒木俊馬総長自身、それが建学の精神を高度に具現するものであることを承認し、その実施を確約した⁵⁾。とはいえしかし、それは、提起した改革案の実施をほとんど見ることなく、結局のところ幻の文書に終わった。なぜそれは挫折したのか。またなぜ何事もなかったかのように本学関係者の間でその挫折は忘却されているのか。

本学公式の50年史（ビジュアル版）は、「初期の教育制度と大胆な試み」と題して、「中間答申書」とその改革企図の挫折について次のように振り返っている。「本学は、……既成の大学が陥っている蛸壺化した学部学科制度に縛られない総合大学を目指して設立された。では、それをどのように実現するのか、その具体的な新しい大学像は、開学当初より模索され、開学4年目からその検討委員

専門教育課程・一般教育課程の形式的区分の廃止および学部制度の廃止とそれらに代わる「基礎専門教育」を目的とする四年一貫の教育コース制の導入などの点において、「46答申」で論じられた改革案の多くを先取りし、またその先を行くものであった。なお「中間答申書」の先駆的意義について、筆者は河野勝彦名誉教授から多大のご教示をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。日本の高等教育史における「中間答申書」の「先駆性」について、河野氏は次のように指摘している。「本学の『教育改革に関する教科課程専門分科会中間答申書』は、当時の画一的な文部行政のくびきのもとで、形式的に学部学科制を維持しながら、大学教育のみならず、大学そのものの抜本的改革を提起するものであり、大学教育、学士課程教育の新たな構築が求められている今日の時点においても、その現実性ととともに創意に満ちた先駆性を有する改革案であった」（河野勝彦「開学五年目に構想された教育改革案の先駆性」、『大学時報』第331号、2010年3月、98～103頁）。

4) 「中間答申書」以降、筆者の知る限りでも、本学のあるべき姿を構想する全学的な企画が数年おきに繰り返されてきた。1999年度に発足した「ビジョン構想諮問委員会」が作成にあたった「平成21年の京都産業大学像と今後の改革方策について」、2004年度に発足した「将来構想検討委員会」が作成にあたった「グランドデザイン」、そして2015年に策定され現在進行中の「神山スタイル2030」がそれである。これらの企画が教育、研究、入試、学生生活、施設、広報、財務などの全般にわたる本学の将来像を論じるものであるのに対して、「中間答申書」は検討の対象を教育課程だけに絞って新たな大学像を論じた部分的企画にすぎない。とはいえその問題意識の自発能動性と、そこに本学の存在意義を賭けたかのような取り組み方の真剣さにおいて、「中間答申書」は卑見によれば群を抜く。他の企画が、厳しく言えば、大学設置基準の大綱化によって引き起こされた大学をめぐる環境変化への適応と生き残りを目指す、本質的に受動的な企てであるとするなら、「中間答申書」は、従来環境によって抑圧されてきた — と自覚される — 本学の本領、すなわち本学建学の精神を環境に抗してでも発揮しようとする自発能動の行為であった。

5) 諮問者の荒木は答申を受けて次のように述べている。「『中間答申書』の内容は、大体に於いて、私が本学創設に際して理想として胸に描いたものを、深い哲学的考察による理論的基礎の上に立って体系づけたもので、……私は、この『中間答申書』を決定的な“最終答申書”として受取り、この改革案を実践に移す断乎たる決意をもつものである」（荒木俊馬「教育改革に関する『中間答申書』を受けて」、昭和45年8月31日、5頁、大学史編纂室、B-45-193）。

会がつくられた。それが、教学委員会の中に設けられた「教科課程専門分科会」で、そこでの1年間の検討の末、京都産業大学の教育改革に関する『中間答申書』が総長に対して提出された。これはイギリスなど世界の大学が高等教育の大衆化を前に展開したニュー・ユニヴァーシティに呼応したもので、日本では極めてオリジナルな大学教育改革案であった。……しかし、新しい大学像を目指したユニークな制度も実施の段階で、様々な問題に直面し、しだいに姿を消していくことになる⁶⁾。このように50年史は、「中間答申書」の改革案を「大胆」、「極めてオリジナル」、「ユニーク」と高く評価しながら、それが直面したという「様々な問題」を検討することなしに淡々と記述を終えている。筆者は、「中間答申書」とその挫折を何か他人事のように記すその平然たる筆致に違和感を抱く。というのも、もし「中間答申書」の企てが実際に建学の精神の実現を目指した真剣な事業であったとするなら⁷⁾、その挫折は本学自体の挫折を意味しなければならない、と思われるからである。

「中間答申書」の挫折理由について語った当事者の証言はほとんど残されていない。管見の限り、ただ一人、答申書の作成にあたった教科課程専門分科会の親委員会たる教学委員会の長であり、かつまた答申書の実施を担当する京都産業大学新教育課程実行計画審議会の委員長を務めた、教学担当副学長の堀江保蔵が、ほぼ四半世紀後に往時を回想しつつ、教育改革が挫折した理由について次のように述べている。「進んで私は、専門科目についてもコース制の導入を考えた。これに賛同して下さったのは経営学部である。しかし、私の理想は、学部の枠を越えたコースの設定であった。とくに大切だと思ったのは、国際社会に対処する学力を身につけた学生の養成であって、これには「国際関係コース」を置き、法学部からは国際法を、経済学部からは国際経済論を、経営学部からは外国貿易論を、外国語学部からはいずれかの外国語をというふうに、四学部持寄りで一つのコースを作り、四学部の希望学生に履修してもらって、その単位を自分の学部の単位として計算するというやり方である。ところが、このような仕方は、学部という「城」の濠を埋めるものだという反対論が、一部の学部から強く唱えられて、結局、本学の教育改革は、一般教育におけるコース制の実施だけに終わらざるを得なかったしだいである⁸⁾。「中間答申書」が一部の学部からの強い反対論に遭ったという堀江の説明は、恐らく事実であろう。というのも、それがそもそも学部制の廃止とそれに代わる教育コース制

6) 「初期の教育制度と大胆な試み」、学校法人京都産業大学50年史編集委員会編『学校法人 京都産業大学50年のあゆみ1965-2015』、平成27年11月、28頁。この小冊子は、正史たるべき『学校法人京都産業大学五十年史』（未刊）の編纂と並行して制作された、写真を中心とするビジュアル版の50年史である。

7) 佐藤吉昭は、中間答申書の内容が建学の精神に直結することの確信とそれが全面実施されることへの期待とを、諮問者の荒木総長に直接宛てた答申書前文において、こう表明している。「本学の建学の精神をより具体的に実現し、本学の将来の限りない発展を期待して作成されたわれわれの改革案が、深い理解を持って取り上げられ、英断をもって実施に移されることを願ってやまない次第であります」（『中間答申書』、前文）。そして前掲註5に引用した荒木の発言は、答申を全面的に受け容れる、大学創設者としての決然たる応答であった。

8) 堀江保蔵「コース制学習の思い出」、『京都産業大学同窓会報』第25号、平成元年9月、22頁。

の導入とを骨子とするものであった以上、学部側からの反対は言わば当然の反応であったからである。それはその意味で当初から容易に予想された事柄であった⁹⁾。しかしもしそうであるとするなら、もっぱら“学部側からの反対”を理由として「中間答申書」の挫折を説明することは、控えめに言っても事柄の半面にしか触れない不十分な総括である、と言わざるをえない。なぜなら、「中間答申書」は“学部側からの反対”を言わば織り込み済みで作成されたはずであり、かりに“学部側からの反対が予想以上に強かったために改革が挫折した”というのであれば、むしろこの改革の断行を企てた側の覚悟のほどが問われざるをえないからである¹⁰⁾。学部制の弊害を除去して「真の総合大学の

9) この予想はやがて改革案作成の途上で現実となった。教科課程専門分科会議長の佐藤吉昭は、改革に対する逆風と分科会の全学的な孤立とを痛感して、次のように全学の構成員に切々と分科会への支持を訴えた。「委員個人が弱体であるとかご批判もあるが、改革に燃えた全員二十一名の結束は個人の弱さを補って余りあり、全員は、教育改革の良心の火が分科会の孤立無援で消されるのではなく、かえって全学構成員を包む輝きとなり学内の隅々に至るまで論議が行われることを心から願うものである」(「教科課程専門分科会報告(一)」、『京都産業大学報』第6号、昭和44年10月21日、1面、この記事に執筆者名は記されていないが、記事の性格から見て、分科会議長の佐藤の手になるものと推測される)。「中間答申書」が提出された後、その実施責任者を務めた堀江も、佐藤と同様の危惧から、当時次のように悲壮な決意を述べた。「『鉄は熱いうちに鍛えよ』のこともわがあるように、この中間答申書を棚ざらしにするわけにはいかない」(堀江保蔵「新教育課程実行計画審議会の発足に当って」、『京都産業大学報』第14号、昭和45年9月7日、4面)。

10) 「中間答申書」では、分科会の覚悟が、次のように「改革大学」としての本学の本領と改革者としての全構成員の自覚とを信頼し、それに訴えかける形で表明されている。「本学がいわゆる改革大学であるということは、創立時に改革的であったということではなく、歴史の中で常に秩序をもって自己を改革できる恒常的自己改革の機能を内蔵しており、全構成員にそうした若々しい力がみなぎっていることを意味しているのではないであろうか」(京都産業大学教学委員会教科課程専門分科会編『中間答申書』、昭和45年8月31日、29頁)。とはいえ「全構成員」に対するこの心情論的な訴えかけは、必ずしも、分科会が人任せの安易な姿勢に立っていた、ということの意味するものでない。佐藤吉昭は、すでに分科会の議長役を引き受けるときに、前途の困難を予想して自らの悲壮な決意をこう語っていた。「平和と安定のなかで改革を行なうことは、破壊と混乱のどん底から一条の光を求めて必死に行なう改革よりもはるかに困難であり、一そう勇気がいる、ということは事実である。理想、空想は改革ではない。絶対要請がこれを行なわしめるのである」(佐藤、「教育改革に関する専門分科会発足にあたって」、『京都産業大学報』第5号、2頁)。自らが先導する教育改革論を、「理想、空想」に拠るものでなく、「絶対要請」に拠るものとまで言い切った佐藤の心境を想うならば、筆者としてその「覚悟のほど」を問うことには躊躇いを覚えざるをえない。(ちなみに佐藤のこの気迫に満ちた文章に接したとき、筆者が佐藤吉昭氏の人物像について不遜にもそれまで抱いてきた否定的な心象は一変した)。佐藤によると、総勢21名の委員から成る専門分科会は、「中間答申書」の提出までの1年間、毎回数時間、計32回の全体会議と幾多の小部会とを重ねた、という(「教科課程専門分科会報告(一)」、前掲紙、1面)。注ぎ込んだ労力の大きさはばかりでなく、研究水準の高さにおいても、分科会の仕事は特筆に値する。W.v. フンボルトを始めとする近代大学の理念、日本と欧米諸国における大学史、英国の「ロビンズ報告」を始めとする近年の大学改革論議と当時欧米で実施されつつあった新カリキュラム等々について、包括的で膨大な調査研究を蓄積した上で、本学教

実」を挙げることは、実に本学の設立趣意書に謳われた本学の一使命であり¹¹⁾、言わば本学が建学に際して社会に向けて表明した「公約¹²⁾」にほかならなかった。それをいよいよ実行する段においては、当然に予想される“学部側からの反対”に耐える強い覚悟と反対論を克服するための周到な準備とが必要であったのではないか。

翻って事をより一般的に考えても、ある理想に基づいて現実を改革しようとする企てが挫折に終わるとき、その挫折の原因を当の現実の側に求めることは、正しい反省の仕方でない。なぜならあらゆる現実には、改革を企てる者にとってそれがいかに因習や悪弊と映じるにせよ、それなりの存在理由を有するからである。存在の理由とはその存在を根拠づける合理性である。それゆえ自らが抱く理想を改革案に仕立てて、それを当の現実と置き換えようとする者は、そこに内在する合理性を凌駕しうるだけの合理性を、自らの改革案に付与できなければならない。そうでなければ、その改革案は、自らの未熟さのゆえに当の現実の重みに圧倒されて終わる。言い換えれば、改革の挫折は改革者自身の未熟さの故である。こう自己批判的に捉えるときに初めて、過去の反省は現在の我々にとって単なる回顧を越える実践的な意味を得よう。

「中間答申書」は、本学が既成大学界の因習的な現状を変革すべく建学の精神を掲げて遂行した乾坤一擲の大事業であった。しかし結局それはほとんど実施されずに終わった。それゆえ本学はそのとき自らの未熟さのゆえに一度挫折したのだ、と言わざるをえない。それを正しく反省することは、本学があらためて建学の精神を掲げ、確信をもって再出発するために必要な事であり、本学構成員の自覚に立つ限り、現在の我々にとっても避けて通れない途であるはずである。もっぱら「中間答申書」

科課程の改革案作成と取り組んだその仕事ぶりは、まだ本格的な高等教育システム論の成立を見ない当時の日本において、学問的に見ても、一大学単独で果敢に新学問分野を開拓した先駆的な共同研究業績と言いうる。それは、中教審 46 答申や筑波新大学構想に先駆けて日本において逸早く「新教育組織」を持つ「革新大学」像を打ち出した実務的な仕事であったと同時に、それに際して大学をめぐる現代社会の変化と大学に対する今日的な社会的要請とを理論的に捉え、「社会に対して開かれた大学」像の確立とそれに照らした既成大学の現状の批判的分析とを遂行した、学問的な仕事でもあった。とはいえしかしながら、「中間答申書」は現実には挫折した。それゆえ筆者としては、佐藤の深い覚悟をもってしてもなお及ばなかった教育論上の実質的課題がそこにあっただ、と考えたい。それを「中間答申書」の内容に即して見出し、それを今日の我々自身の課題として引き継ぐこと、これが本稿の目標である。

11) 本学の設立趣意書には学部制の弊害に苛まれる我が国の大学教育の現状と本学が目指すところとの対照について次のように述べられている。「現在既成大学の多くに於ては各学部が全く独立無関係な教科運営を行っているが故に真の総合大学の実は挙っていない。この点を特に反省し本大学に於ては例えば経済学部と理学部特に数学科との連携を密にし両者が一体となって現代産業の合理的経営に実際に役立つような人材の育成に務める」（『学校法人京都産業大学設立趣意書』、『学校法人 京都産業大学 50 年のあゆみ 1965-2015』、2 頁）。

12) 佐藤吉昭によれば、大学改革は「革新大学としての本学の公約」であり、本学はそれの「実践の責任」を負っていた（佐藤、「教育改革に関する専門分科会発足にあたって」、同頁）。

の未熟性に焦点を絞った以下の記述は、以上のような考えに拠る¹³⁾。

2. 「中間答申書」の批判的再考察

以下の記述は、「中間答申書」の内容の網羅的な要約でもなければ、その均衡のとれた紹介でもない¹⁴⁾。むしろ以下においては、「中間答申書」を、その挫折の内因となったそれ自体の教育論的未成熟性の究明という、上述した筆者の特殊な視点から眺め、この問題性が集中的に現れていると思われる二つの論点、すなわち、1) 一般教育の捉え方と、2) 建学の精神の具体化とに的を絞って、その内容を批判的に再考察することにしたい。

2-1) 一般教育の捉え方

ジェネラルエデュケーション 一般教育 リベラルエデュケーション ないし教養教育は、新制大学の発足にあたって最も重視された教育理念であった¹⁵⁾。こ

13) したがって「中間答申書」に対する筆者の批判の趣旨は、他者批判のそれではなく、むしろ自己批判のそれである。ちなみに、「中間答申書」の存在を知るまで、筆者は教育と研究の機能を自らに一体化させた学部制の組織原理と学部教授会の自治の理念とを固く信頼し、また一時期法學部長として法學部の自治能力の向上に努めもしてきた。そこには、伝統的な大学理念の正当性、なかならず学部制の——上述したような意味での——合理性に対する筆者なりの確信があった。それゆえもし半世紀前に本学に在職していたなら、筆者は恐らく「中間答申書」に対する反対派となっていたであろう。しかし実際に「中間答申書」の優れた内容を認識し、またここ十数年来自分なりの教育実践を通じて高等教育のあるべき姿を模索してきた結果として、筆者は近年ようやく教育面における学部制の欠陥を認める立場に回った。このような個人的経緯から「中間答申書」を読み返すとき、筆者は、一方において、学部制に代えて時代と社会の要請に即応する「教育コース制」をいち早く提唱した「中間答申書」の画期的な先駆性にあらためて感嘆の念を抱く。しかしながら同時に他方において、それにもかかわらずその企てが他ならぬ改革大学を自認した本学において挫折した事実を直視し、また現在も基本的に学部制に基づく従前の教育課程を踏襲する本学の現状を踏まえるとき、筆者には、「中間答申書」の先駆性を賛嘆し、当時の学部教員の頑迷固陋を嘆くだけで話を済ませるわけにいかない、と感ぜられる。「中間答申書」の改革案には、学部制の組織原理とそれに立脚する大学の現実とを覆すに足る、十分に成熟した高等教育論が欠けていたのではないか。どこが足りなかったのか。それを究明することが、本学先人の労苦の結晶ともいべき「中間答申書」を真に継承することにつながるのではないか。本稿の論調に色濃く滲み出る、筆者自身にも否認しがたい批判的な主観性は、このような個人的経緯に由る。

14) 前掲註3で言及した河野論文に「中間答申書」の全容の簡潔な要約を見ることができる。また「中間答申書」の刊行と同じ昭和45年8月31日付けで、新教育課程実行計画審議会が「教育改革に関する『中間答申書』概要」と題する本文と付表を併せて全27頁の縮約版を刊行している(大学史編纂室、B-45-194)。「中間答申書」の全容の要約と客観的な解説についてはこれらを参照されたい。

15) 戦後の教育改革を主導した南原繁は、新制となった東京大学最初の入学式でこれについて「一般的教養」という語を用いつつ次のように述べている。「今回のわが国大学高等教育の改革には二つの眼目がある。一つは、従

れに託された理想を筆者なりに要約すれば、それは、専門科学の知識がますます精密化し、細分化しゆく時代の趨勢の中で、それら多様な専門知識を相互に結び付け、人間と世界との「内面的統一¹⁶⁾」を保障すべき体系的な知識へと総合すること、それを通じて高い人格と広い視野とを兼ね備えた「全人¹⁷⁾」の形成に資することにあつた。とはいえこのあまりにも高尚な理念は、周知のように、大学界の戦前由来の旧弊と文部省の画一的な大学規制とによって、大学教育の実践現場においてはほとんど形骸と化した。

さて荒木俊馬によれば、そもそも本学の建学は、新制大学の教育理念の形骸化と既成大学界の貧しい精神的現状とに対する根本的な批判を背景とするものであつた。「中間答申書」を受け取った際、荒木はそれをこう説明している。やや長文にわたるが、「中間答申書」を貫く問題意識と本学建学の精神との本質的な一致を確認するために、また「中間答申書」における改革案の問題点を分析・抽出

来のような少数の大学に直結する少数の高等学校制度の代りに、全国の所在に多くの新制高校と大学を設け、能力ある者は誰でも大学教育を受け得る機会均等を与えた点である。二つには、在来の大学教育の内容があまりに専門的に偏重していたのを改めて、一般的教養をとり入れた点である。特にこの第二の点は一般に大学の機能あるいは使命に関する重要な問題を含み、その成否いかんに新制大学の将来の命運がかかっていると称している（南原繁「大学の再建——新制入学式における演述——」、南原『新装版 文化と国家』東京大学出版会、2007年2月、285～286頁）。南原はこの演述において“general education”に「一般教養」という邦語をあて、さらにその上に“liberal education”（自由教育）の意義を重ね合わせている。今日の高等教育論の用語法において、一般教育と教養教育とは概念的に区別されているようであるが、しかしこの演述において南原は「一般教養（general education）」という一語の下に一般教育（学知の一般社会的ないし公共的な機能を重視する教育、すなわち市民教育）と教養教育（学知の人格形成的な機能を重視する教育、すなわち全人教育）の両者を含め入れ、それらをもって新制大学の最重要の教育的使命と見た。新制大学の教育理念を基本的に肯定した荒木俊馬も、この点は同様であつた。それゆえ本稿では一般教育と教養教育とを併せた広い意味において「一般教育」の語を用いることにしたい。なお今日の高等教育論の用語法における一般教育と教養教育との概念的区別については、次を参照した。河野勝彦「大学学士課程教育における教養教育の位置」、『立命館文学』第603号、2008年2月、375～385頁。また南原繁と荒木俊馬における一般教育理念の基本的な共通性と相違点について、筆者は溝部英章名誉教授から多大のご教示を頂いた。ここに記して感謝申し上げる。溝部氏はこれについて次のように指摘している。「荒木は新制大学の理念を実は高く評価していた。……一般教養教育が新制大学の中核となり、専門エリートを重々しく育成してきた帝国大学をいわば大衆化していき、各界各分野に中堅リーダーを育成していくという、実現されるべき見取り図でも、南原繁と荒木は一致している。……何が違うのか。……荒木は新制大学の理念が裏切られていく現実をみていた。理念は良かった新制大学が、現実にはその使命を果たしていないことが、戦後日本を亡国の危機に陥らせている。この危機意識が真の新制大学を目指して本学を創設する動機となつた」。溝部英章「本学建学の精神と法学部の使命（1）」、『産大法学』50巻1・2号、271～272頁。

16) 南原、「大学の理念」、前掲書、25頁。

17) 同書、29頁。

するための基本資料としても、重要と思われるので、次に引用したい¹⁸⁾。

- ① 戦後の新制大学が、その教育理念に於ては洵に立派なものであったにも拘らず、現実の教育機構においては、旧制大学そのままの継続であり、新大学教育の効果を挙げるどころか、却って大学の研究・教育を混乱させる原因となった。
- ②-1 戦前には大学の数も極めて少なかったし、国・公・私立いずれの大学も、それぞれ創立以来の伝統的な特徴をもっていたのであるが、戦後は大学設置基準その他の諸法規によって、総ての大学が一律に規格化されてしまった……。
- ③ 多くの学部を有する大きな総合大学でも、各学部がそれぞれ自閉的に独立して、謂わば、相互に殆んど無関係な各種の単科大学の集合体に過ぎなくなった状態である。……現代のように、人文・社会・自然・技術、いずれの研究領域に於ても、専門対象が精密・細分化して来れば、自然の成り行きとして、研究機構は益々分極化し、従って教育面でも、多数の教科目が相互に連絡のない無秩序な羅列になりがちであろう。
- ④ 然しながら、科学・技術はもとより、人文系・社会系の諸科学に於ても、徒に細分化するだけに終つては、真の独創的研究が遂げられるものではない。寧ろ、あらゆる専門分野の特殊な研究成果の総合によって、始めて偉大な創造が可能となるのである。今後の人類の進歩は、広い意味でのシステム工学、ビッグ・サイエンス（これは科学・技術方面だけに限られた言葉ではなく、人文系・社会系のあらゆる分野を含む全領域に亘る）的学術体系なしには成し得ないのであって、現代が情報化時代と言われる所以もここにあると思う。従って大学教育は、当然この社会の新情勢に即応して改革せられねばならぬ。特に総合大学が創意的学術研究と人材養成の最高文教機関として意義があるのは、この点にある。然るに、この重要点が現在わが国の既成の大学では殆んど喪失してしまっているように思われる。
- ②-2 現行の大学設置基準によれば、総合大学のみならず、如何なる種類の単科大学に於ても、一律に必須教科として人文科学系・社会科学系・自然科学系の一般教育科目が課せられている。……このことは、前記の専門分極化の弊害を幾らかでも是正する上に甚だ有益な企画であった。然るに、現在わが国の大学で、教育課程における一般教育が、果して予期した効果を挙げているであろうか。現実としては皆無に近いばかりでなく、寧ろ、大学教育を阻害している面も少

18) 荒木俊馬「教育改革に関する『中間答申書』を受けて」、1~3頁、5頁。なお記述上の便宜のために引用文に次のような加工を施した。1) 拙稿本文と区別するために、引用文の全体をゴシック体で記し、引用符は省いた。2) 文の順序は原文と異ならない。文を省略した箇所は「……」で示した。3) 原文の段落分けには従わず、引用文全体を論点に従って5つの部分に分け、それぞれに①~⑤の数字を付して独立した段落とした。なお②の部分は二つの段落に分かれている。

なくない。すなわち教養部なるものは、恰も専門課程の予科ないし予備校の如く軽視せられ、しかも予科的な役割すらも完全に果すことができず、教養課程は専門課程から殆ど断絶して、大学に於ては所謂“無用の長物”の如く厄介視せられる傾向すらあるのである……。

- ⑤ 以上述べたような戦後の新制大学の実態をつぶさに検討して、わが国の将来に本当に貢献できるような新しい大学を創立したいとの意図のもとに、われわれは京都産業大学を創設したのである。……『中間答申書』の内容は、大体に於いて、私が本学創設に際して理想として胸に描いたものを、深い哲学的考察による理論的基礎の上に乗って体系づけたもので、私としては何ら批判を加える余地はないように思う。それ故私は、この『中間答申書』を決定的な“最終答申書”として受取り、この改革案を実践に移す断乎たる決意をもつものであることを改めて誓うものである。

この引用文で荒木が語る内容は、大きく次の五つの論点に分けられる。①は、新制大学を教育理念と教育機構の二側面に立て分けた上で、前者の立派さに引き替え、旧態依然たる後者が新制大学にもたらした「混乱」を批判する。ここから、「現実の教育機構」を立派な教育理念に見合うものへと改革すること、すなわち理念に照らした教育制度の改革という「中間答申書」の一般的任務が導き出される。②-1は、新制大学の教育理念を実現するために法令によって大学を一律に規格化する文部省の杓子定規なやり方への総括的批判であり、②-2は、その各論として、一般教育科目の履修をあらゆる種類の大学に一律に義務付ける大学設置基準の画一主義、一般教育科目を担当する教育組織として新たに設けられた教養部を、学部より一段低く見る既成大学界の専門至上主義的旧弊、それに随伴する専門教育課程と一般教育課程との断絶、それらの結果としての一般教育課程の「無用の長物化」の現状を批判するものである。総じて②は、理念としては立派であった一般教育が、実践において全く教育効果を生んでいない現状への批判である。③は、現代における科学技術研究の専門化と研究機構の分極化との趨勢を認めつつ、大学におけるそれらの担い手たる学部制の教育面における弊害を指摘する。すなわち学部の自閉的な割拠主義が、教育面において、総合大学と称しながら学生に履修させる科目間に何らの関連性も体系性も存在しない、無秩序かつ貧弱な教育課程をもたらしていることへの批判である。④は、大学界の現状に対する以上のような批判を踏まえた、荒木の積極的な大学構想を述べるものである。荒木によれば、研究においてはあらゆる専門業績を「総合」することによって始めて「真の独創的研究」、「偉大な創造」が達成される。いまや科学技術研究の発展は総じて「広い意味でのシステム工学、ビッグ・サイエンス的学術体系」を指向し、それが「情報化時代」の幕を開く「社会の新情勢」をもたらしつつある。それゆえ大学教育もまた、この新たな社会情勢に即応しうる、真の総合大学、すなわち学部の垣根を越えて多様な専門知識を総合的に教育する「人材養成の

最高文教機関」へと改革されるべきである¹⁹⁾。⑤は、本学の創設が、新制大学の実態についての以上のような批判的検討を踏まえた、新たな大学構想に由来し、「中間答申書」が本質においてこの建学の精神と合致するがゆえに、創立者としてそれを実践に移すことを誓約するものである。

荒木の以上の発言を基に、「中間答申書」に託された教育改革の任務を要約するなら、それは概ね次の二点で整理されうる。すなわち、第一に新制大学の一般教育の理念を、形式に囚われない柔軟な仕方で実践することによってその形骸状態から救い出し、実のあるものへと転換すること、第二に科学技術研究の増進と専門分化を承認しつつ、教育面においては、新たな社会情勢に即応する「人材養成」という教育目的の下に、学部制の縦割り方式を超えた総合的な専門教育課程を実現すること、がそれである。第一の任務は荒木の発言中の①と②にあたり、第二の任務は③と④にあたる。本節の見出しに掲げた「一般教育の捉え方」という主題は、「中間答申書」におけるこれら二つの任務の関連付けの仕方、すなわち第一の任務の焦点たる一般教育と第二の任務の焦点たる専門教育との結び付け方の問題に関わるものである。結論を先取りして言えば、筆者は、「中間答申書」が両者の結び付けに際して「一般教育の捉え方」を誤ったのでないか、あるいはその理念的意義を十分に捉えきれなかったのではないか、という判断に立つ。以下では、ここに焦点を絞って論ずることにしたい。

「中間答申書」によれば、既成の大学教育は、一般教育の形骸化、専門教育の自閉化、一般教育課程と専門教育課程との断絶、総じて社会と学生の現実からの大学教育の乖離という惨状を呈している²⁰⁾。この貧しい現状を克服する途として「中間答申書」が提唱する改革案の中心的内容が、社会情

19) 「Society 5.0」が喧伝される今日の社会情勢から見ても、荒木は当時すでに、科学技術の発展動向とそれが社会にもたらす変化とについてかなり正確な見通しに立っていたように思われる。当時荒木は、「情報化時代」到来の見通しの下に、計算機センターの建設（1966年4月）、東芝製の大型電子計算機 TOSBAC-3400 の購入（1967年5月）、計算機科学研究所の設置（1968年4月）、理学部応用数学科の設置（1969年4月、1971年4月に計算機科学科に改称）と、全国の大学に先駆けて計算機科学の研究と教育を促進するための手を矢継ぎ早に打っていた。次を参照されたい。「先駆的なコンピューター教育への挑戦」、『学校法人 京都産業大学 50年のあゆみ 1965-2015』、26～27頁。「中間答申書」の視点から振り返ってみると、計算機科学を重視した荒木のこのような一連の施策は、単に計算機科学を専門対象とした一学科や一研究所の設置を目的とするに止まらず、むしろ諸々の専門科学の研究成果を現代社会の必要に応じて組み合わせ、これまでにない総合的な大学教科課程を設計し、かつまた時間割作成や成績処理を初めとして高度に複雑化することが予想されるその教務システムを支障なく運用するために必要な、学内情報処理技術基盤の構築を目的とするものでもあったように思われる。事実荒木は、「中間答申書」実施にあたって予想される困難の一つに「実務処理の複雑化に伴う事務職員の仕事の過重」を挙げた上で、次のように述べている。「然しながら、本学には幸いにして日本のどの大学にも先駆する電子計算機センターと、その有能なスタッフがあり、……コンピューターの全面的な運用によって、この点も比較的容易に解決せられるのではなかろうかと思う」（荒木俊馬「教育改革に関する『中間答申書』を受けて」、5頁）。

20) 「中間答申書」、11～18頁。

勢に即応して常時再編可能な「基礎専門教育」を目的とし、学部制の縦割りを超える多様な専門科目と旧来の一般教育科目とを体系的に組み込む、総合的な新教育課程、すなわち4年一貫の「教育コース制」である。さてその立案に際して、「中間答申書」は、教育課程における一般教育と専門教育の二分法的理解を止揚し、全ての科目を、「基礎専門教育」を構成する広義の専門科目と見なす、当時として斬新な認識を採用する。卑見ではここに「中間答申書」の第一の問題点を見出すことができる。すなわち、「基礎専門教育」の枠組みの中で全ての科目を広義の専門科目と見なすことが、結局のところ一般教育を基礎専門教育に従属させ、それによって一般教育理念の矮小化をもたらしたのではないか、という問題がそれである。

「中間答申書」は、一般教育と専門教育の二分法的理解を止揚すべき理由を二つ挙げている。第一の理由は、一般教育と専門教育との形式的な峻別が、従来、一般教育を担当する教員、すなわち教養部教員への差別待遇の根拠となり、大学教育全体の中で彼らの教育力を活かす可能性を妨げてきたことにある。「中間答申書」は、今後教養部教員を教育上の「人的資源」として活用するために、一般教育と専門教育の二分法的理解を止揚すべきことを、次のように説いている。「一定規格をもった或る大学で専門と一般の区分を定めること自体が、専門の権威を高める以上に、人的資源の活用で損をし、さらに、その大学の全教育機能に重大な欠陥を招くという点を考察したいと思います。或る大学内の専門と教養、専門と一般の区別は、その大学の設置学部、学科の専攻が決め手となります。その専門範囲を直接扱える教員が専門教員であります。一般教員とは①その専門の入門、初歩しか担当できない教員、さらに非専門領域の意味で、②或る領域の専門家であるが、設置学部の専門領域に関係がない教員、③設置基準が指定する一般教育、外国語教育、保健体育教育の各科目の担当教員のことです。これらの一般的教員または設置学部からみても非専門家たちは、学問研究上でも非専門家だと言えるものではありません。……しかしこれらの人々は、「教養部」に配属されることによって専門を教授することを許されず、……公的職務としての教育と個人活動としての専門研究を分けざるを得ないことになっています。しかし現状は大きく変化しました。……学部4年間で現代の高度の専門教育または専門家養成を行うことは全く不可能であります。……上記のような区分は実を失った低次元での形式主義のように考えられます。われわれはむしろ現時点で、せめて4年制大学を基礎専門教育の場として、充実一貫したカリキュラムをたてるべきではないかと考えるのでありますが、そうした目標から見ると、これまでの学部対教養部、専門対一般というシステムは教育上の人的資源の利用で多大な損失を招いているように思われるのであります。大学教員の大半は本来の意味での研究の「専門家」です。こうした人々から得られる多彩な専門を現在の教育の中で一定の原理にもとづいて広く活用することができたならば、大学自体が生々とした学問上の新宇宙として再生するばかりか、基礎的専門をめざして入学した学生に活力と創意に満ちた一貫教育を与えることが可能になりましょう。つまり専門と一般の形式的峻別を避け、もっと流動的な意味で、単に人間陶冶的、入門的、手段

的なものだけを教養とか一般教養と呼ばずに、一定の目標から見て「二次的な専門」を専門教育そのものの流れの中で生かすこと自身を教養、一般教養と呼ぼうとする、動的な見方であります²¹⁾。

第二の理由は、一般教育をその形骸状態から救い出すために、「全人」の形成という、その高度に抽象的な理念を、社会および学生の現実と結びついた実践的な目標へと具体化する必要、に求められる。高度産業化しつつある社会は大学に専門職業人材の養成を要求し、大衆化しつつある学生層は専門学の継承者と成るのでなく、むしろ専門知を活かした職業人として社会に出ることを求めている。「中間答申書」の実施責任者を務めた堀江保蔵は、この必要を、「大衆化した大学の使命である高度産業化社会に対応できる人間の養成」と要約しつつ、それを次のように敷衍している。「四年制大学は現代社会におけるその使命を深く認識して、教育課程全般にわたる再検討を要請せられている……。四年制大学が、専門的教養あるいは教養的専門の学府だといったことに関連して、一言したいのは、専門と職業との関係である。端的に言えば、専門は職業につながる。高度産業社会は高い教養を身につけた専門家を要求し、このような人々によって社会は運営せられる。……このような職業人（職人現代版）を養成する場が大学だといえば、「いや、学問研究の場だ」という反発を心のうちに感じる。しかし、学問と職業を横に並べて後者を低く見るのは、士農工商時代の身分観の残滓であろう。むしろ、近代的意味での職業観に徹し、大学を、高い教養を身につけた職業人を育成する場であると考えた方が、ひとしく人間形成といっても、内容が具体的に異なるし、また、そうなることによって教員も学生も、今日の大学の落着きのない状態から、ある程度脱却することができるのではなかろうか²²⁾」。

これら二つの理由に基づいて、一般教育を、職業人が身につけるべき教養として基礎専門教育の中に組み込むこと、これが「中間答申書」における一般教育の捉え方の基本である。この方法によって一般教育を有機的に組み込んだ教育コースがどのように編成されるのか、「中間答申書」はそれを「主コース」²³⁾の科目選定方法に即して次のように説明している。「主コースの専攻科目選定の原則は、……専門の意味を広く考えて次の三種類のカリキュラム系列を包含した。1) 直接的専門科目、2) 関連的専門科目、3) 専門人としての教養科目。第三の「専門人としての教養科目」を主専攻カリキュラムの中に含めたことは、従来にない新しい考え方によるものである。……たとえば、現代の医学教育、工学技術教育を例にとると、物質的技術的進歩とその成果が極度に追求されたあまり、……それ

21) 同書、19-20頁。

22) 堀江保蔵「大学の在り方」、『京都産業大学報』第3号、昭和44年6月21日、1面。なお文中の傍点は引用者による。

23) 「中間答申書」によると、一つの教育コースは「主コース」、「副コース」、「希望学習」の三系列から成る。その理由について、「中間答申書」はこう説明している。「われわれは主コースの教育目的と教育目標を明確にし、一貫した教育を専攻学生に与えるとともに、視野の狭い職人的教育に陥ることを避けるために、副コースと学生の自発的希望学習を課した」(57頁)。三系列の比重は、修得すべき単位数に換算して、概ね主コース5〜7割、副コース2〜3割、希望学習1〜2割が想定されている(同頁)。

を取扱う専門家や、その結果から恩恵を受けるはずの人々の存在を二義的ならしめるところまできてしまった。そのことから、それらの技術や研究を駆使する専門家教育に当たっては、単なる「専門領域」自体の教育にとどまらず、真の「専門家教育」を行なう必要が生じてきている。そこで極端な例をあげれば、医学者、薬学者がその専門とふかい関係にある人間の「生と死」を考えるために、哲学・倫理学などを学ぶことは、もはや現代においては単なる教養の程度では許されない。哲学・倫理学を欠いた医学・薬学教育は、重要な専門教育を欠いた不完全教育、あるいは危険な教育と言わなければならない。同様に、文科系列の専門教育において自然科学、科学技術、社会学、心理学なども「専門家教育」として是非学ばなければならないであろう²⁴⁾。

「中間答申書」におけるこのような一般教育の捉え方は、大学そのものの在り方に対するある自己批判的な認識を背景とするものであった。すなわち、「象牙の塔」とも揶揄されてきた旧来の閉鎖的な大学の在り方を反省し、大学を社会に向かって開放し、進んで社会の機能の一部を担う機関として積極的に社会の中に位置付けるべきである、とする認識がそれである。恐らく「中間答申書」実施のための全学的な地均しを意図して行われたと思われる、ある学内座談会において、堀江保蔵は大学の社会的意義について次のように語っている。「日本の大学一般についていえると思いますが、これまで大学自体はあまり意識しなくても高踏的、象牙の塔的であった。私たちはそういう大学から大いに脱皮しなければならない。そして、社会あるいは国家の中の特殊な部分としての、存在の意味と価値を高めていくべきである。……大学生が増えれば、その人達は卒業後どこへ行くのか、産業社会へ行くのですから、そこで、どういう役割を果たすかを、ある期待なりビジョンを持ちながら、教育を行いませんと、例えば、ただ漠然と四年間やっていたらよいということでは、大学の使命は果たせない。……私学も、教育サービスを提供する一つの企業と見ることができる。もちろん金儲けは目的ではない。学生は教育サービスを買いに来ていると考えてよい。この教育サービスというのは、大学にふさわしい中味を持ってこそ、教育効果も上るわけでこのようにやれば、学生諸君もそれなりの需要が充たされ、これがまた本学の発展にコントリビュートしてくれると考えております。先ほどいわれました私塾的な考え方もあるが、工場的というか、そうした合理的な考え方を取り入れなければ、教育効果を上げることができない面もある²⁵⁾」。

24) 「中間答申書」、59～60頁。

25) 座談会「1970年代を迎え、本学の明日を語る」における堀江保蔵の発言、『京都産業大学報』第9号、昭和45年1月21日、2～3面（文中の傍点は引用者による）。引用文中で傍点を付した「私塾的な考え方」と「工場的、合理的な考え方」の二句は、この座談会で語られる二つの対照的な大学像を言い表すキーワードである。堀江が強調する後者は、学知を、高度産業化した複雑な社会システムの言わば管理・運用マニュアルに見立て、大学を、それに精通した人材の言わば生産工場に見立てるものと言ってよい。これに対する「私塾的な考え方」からの批判は、後掲註32を参照されたい。ちなみに佐藤吉昭も後に、大学を社会の一機能を担う機関と見る同様の大学観を、いわゆる筑波大学法案に関する衆議院の公聴会に参考人として出席した折に、次のように語っ

ここに表明されているものは、大学の存在意義を、学問自体の側からでなく、社会の側から再定義すべきであるとする見解である。現代社会は高度産業化しつつある。従来孤高を誇ってきた大学も、大衆化した学生層の大規模な受け入れを通じて、実態的には社会に接近し、ひいてはその中に飲み込まれようとしており、したがって大学はこの現実をむしろ進んで承認し、それに即応するよう教育課程全般を再検討すべきである²⁶⁾。「中間答申書」が提唱する、学部制の廃止とそれに代わる「教育コース制」の導入とは、まさにこの見解から導かれた結論であった。学部制とは、法学や医学、神学などのように学問自体における伝統的な専門区分に基づき、師弟関係を基軸にして研究機能と教育機能とを一体的に組織する堅固な制度であり、学問それ自体の永続的な研究と継承とに適した制度であった。他方「教育コース制」とは、大衆化した学生層の現実と彼らがやがて赴く高度産業社会の現実とを重視し、それに即応する多様な教育課程を動的に編成しようとする制度である²⁷⁾。

上述した一般教育の捉え方は、一般教育の理念をこの「教育コース制」の構想に適應させようとしたものである。すなわちそれによれば、学士課程における専門教育が高度産業社会に必要な専門職業人材の養成という目的に向けて基礎専門教育へと再編成されるべきである一方で、一般教育は、その専門職業人が同時に良識ある社会人でもあるために必要な知識、言い換えればその専門職とそれが一

ている。「大学というもの自身を、学問の場とか、高い意味で評価するだけではなくて、全く発想の転換でございませうけれども、一種のファンクションと考えて、大学社会全体を生かす。……社会に対してわれわれがそのような位置を、まさに与野党ともに、むしろ進歩的な方々からも、大学をそのまま学問的な、一つの閉鎖性とはあえて申されないと申さなくても、特殊な位置に立ってよろしい、知的なエリート的なのに立ってよろしいというお許しは、ある意味では逆転しているんじゃないか。……従来のような大学の内と外、外は社会で中は大学というのではなくて、大学自身の機能自身が社会に非常に接近して、それと同時に一般社会と大学との膜といいますか、へいと申しますか、それがきわめて薄くなる状態、これが少なくとも各国の状態を分析する限り必然的な形ですし、実はわが国におきましても、……もうすでに現状はそのとおり達成され、しかし法律においては必ずしもそうではないし、また思潮においては必ずしもそうではない」(71 - 衆 - 文教委員会 - 23号 昭和48年6月20日)。

26) これと同じ見解が、1年後に中教審「46答申」でも表明された。そこでは、高等教育改革の中心的課題として、「複雑高度化した現代社会に対応する新しい制度的なくふう」と、「社会との新しい関係をつくること」が挙げられている。中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申)」、第3章まえおき、昭和46年6月11日。

27) 「中間答申書」には、「物理学」や「数学」、「計算機科学」、「理論経済学」、「法律」のような専門科学に対応する教育コースと並んで、「システム科学」、「情報システム」、「一般管理」、「生産販売」、「財務会計」、「産業労働関係」、「国際関係」、「貿易」、「法政」、「政経」、「ジャーナリズム」、「文化圏」のような専門職業分野に対応する教育コース案が列挙されている。「中間答申書」、91~96頁。これらの教育コースは、学生に対して「従来よりもはるかに多くの選択の自由、能動的学習の自由」(同書、34頁)を与えるものであり、その編成は「止まることを知らない未来の変化」(「教育改革に関する『中間答申書』概要」、3頁)に即応して「流動的」(同所)に行なわれなければならない、とされる。

機能として帰属する一般社会との適切な関係を認識するために必要な、幅広い知識を与える教育へと再編成されるべきである。筆者は、当時学部・教養部制の解体論まで踏み込んだこの一般教育観の大胆な先駆性を高く評価するものであることをここで重ねて強調しておきたい。とはいえしかしながらあえて批判的視点に立つならば、そこには次のような問題点が見て取れることも否めない。すなわちこの一般教育観は、前掲註15で述べた広義における一般教育理念の二要素、すなわち狭義における一般教育と教養教育との中、前者のみを取り上げて基礎専門教育に組み込む一方で、後者についてはあえて目を塞ぐものである。言い換えれば、「教育コース制」が採用する一般教育とは、高度産業社会の現実に注目し、そこに生きる人間を、有能な「職業人」にして良識ある「社会人」へと形成するための教育ではあるものの、その人間が同時に固有の道徳的伝統によって育まれる「日本人」であり、かつ普遍人類的な精神を備える「人間」であることについてはあえて看過する。学生を「日本人」および「人間」として育成すべき、この本来の教養教育について、「中間答申書」は次のように「生涯教育」の課題へと先送りすることによって基礎専門教育の範囲から除外している。「本来の教養教育は大学教育内に限定されるのではなく、卒業後広く社会において継続されなければならない生涯教育としてあらためて考えられなければなりません²⁸⁾」。図式的に言えば、「職業人」より「社会人」の生活領域はいっそう広大であり、「社会人」より「日本人」、「日本人」より「人間」のそれはいっそう深遠である。「中間答申書」の一般教育観は、結局のところ、新制大学本来の広く深い一般教育理念を、底の浅いものに変えてしまったのではなからうか²⁹⁾。

「将来の社会を担って立つ人材」の育成と並んで、「日本人」と「人間」との育成は、本学建学の精神に謳われた、重要な教育目標である³⁰⁾。「日本人」の理念から見た場合に「中間答申書」がいかなる問題を孕んでいるかについては、次節で論じる。ここでは、「中間答申書」における矮小化された一般教育概念の問題性を、当時「人間」の理念に照らして厳しく批判した、本学学生自治会代表の意見を紹介することによって、本節の締めくくりとしたい。志学会執行委員長の那波寿夫は、堀江保蔵や佐藤吉昭から新カリキュラム案の説明を受けた後³¹⁾、それについて次のような痛烈な批判を表明し

28) 「中間答申書」、20頁。

29) 「中間答申書」におけるこの教養教育の言わば棚上げは、専門分科会の身になって考えれば、1年という短期間で高度産業社会への即応性の点において首尾一貫した新教科課程案を作成するための代償、言い換えれば自らの任務の自覚的な限定とそれがもたらしたやむをえざる結果であった、とも言うるのではなからうか。いづれにせよ、前掲註28の引用文を見ても分かるように、「中間答申書」が本来の教養教育の重要性を全く認識しなかったわけでないことは確かである。

30) そこには、大学教育の目標が「全世界の人々から尊敬される日本人として、全人類の平和と幸福のために寄与する精神をもった人間を育成することである」、と謳われている（傍点は引用者）。荒木俊馬「建学の精神」、『学校法人 京都産業大学 50年のあゆみ 1965-2015』、3頁。

31) 『志学会報』第8号によると、これは昭和46年2月25日に志学会執行委員などを対象に開かれた、「新カリ

た。「中間答申書」の創意に満ちた先駆性を全く見ようとしない、一方的な裁断ではあるものの、那波の批判は、それだけに「中間答申書」における一般教育概念の問題性をいっそう平易に説明するものとなっている。那波は言う。「結局これによって職業専門学校の理念の域を出ない、きわめて大学らしくない大学が誕生するのではないかという懸念が感じられた。我々の学力に見合いかつ社会に出るからの位置を明確にして、カリキュラムを組織する事は、きわめて合理的だろう。……しかしここで忘れてはならない事は大学そのものの存立意義とそこに学ぶ学生の主体性である。大学という最高学府を単なる社会に適應しうる技術教授機関とする事が果して現代に存立する新しいイメージの大学でありうるのだろうか。大学に於いてそのまま現体制を受け容れてしまう事は、人間が社会生活を営む上できわめて危険な事だと思われる。……今こそ「高度産業社会」という問題を、もっと人間性に立脚した次元で捉えてゆくべきではなからうか。つまり産業社会そのものを学問的に究明し、それを人間社会に還元してゆく方向性こそが新しい大学としてのイメージではないのかと思うのである³²⁾」。

キュラム制度に関する特別会議」であった。ちなみに、この特別会議に先立って同年1月頃にも、堀江保蔵や大学事務局長の石田正美などと志学会代表9名とが出席し、教育改革案を主題とした座談会が開催されている。次を参照されたい。座談会「改革の年・1971年を迎えて」、『京都産業大学報』第17号、昭和46年1月27日、2～3面。

32) 那波寿夫「会議に対する所見」、『京都産業大学志学会報』第8号、昭和46年4月23日、2面。ちなみに「中間答申書」作成を担当した当の教科課程専門分科会委員の中からも、那波と類似の異議が唱えられた。前掲註25で紹介した学内座談会において、委員の一人である経済学部助教授の新田政則は、「人間」の理念を小規模で親密な「私塾」的教育環境の必要論と結びつけつつ、「教育コース制」に対する批判的意見を次のように表明している。「私みたいに、社会科学をやっている者は、内容自体と時代がテクノロジカルな高度なものに入ってきているので、学問はそういうものに傾いていると思います。なにかもう一度反省すべき点がどしどし出て来て、画一的な人間じゃなくて、根本的な人間の生き方とかを問うような性格のものを、大学の中に入れてこなければ、失望してしまうんじゃないか。……本来、大学には、私塾のような大変小規模なところでないと、出来ないようなものがあるんじゃないですか。したがって、先ほど発言したように、そういうものが全然なくなって来ている。方向としてはスペシャリスト養成を重視する傾向や知識偏重の動きが強い。ですから、あまり入学した時から、四年先のことだけを考えて、行動するのではなく、そのことには捉われず、どれにも属さないコースを選ぶものがいてもよいと思う」(『京都産業大学報』第9号、2～3面)。新田のこの発言後まもなく、前掲註25に示した、「工場的、合理的な考え方」を強調する堀江の発言が登場する。しかしそれで議論は収まらず、法学部講師の小平修が、新田の異議に同調しつつ、畳みかけるように大学教育の「人間的な、私塾的役割」をこう力説している。「新田さんが提起した私塾ということですが、これは非常に重要な問題で、私塾とか寺子屋というものの、あの精神が教育の原点にあるのではなからうか。非常に科学的、合理的な学校経営をめざし、今いわれているような形で制度とカリキュラムの改善をするのには賛成ですが、そういう人間的な、私塾的役割は、根本的に重要だと思います。……教育には知識、技術の伝達以外にも、師弟間といいますか、人間的な何ものかがなければならぬ」(同紙、3面)。これらを見るならば、「中間答申書」における一般教育の捉え方は、学生に対してのみならず自らの足元の教員に対しても、十分な説得力を持ち得なかった、と言わざ

2 - 2) 建学の精神の具体化

「中間答申書」が本学建学の精神の実現を目指した真剣な事業であり、創立者の荒木俊馬自身が「中間答申書」の内容と建学の精神とが一致することを認めたことは、すでに1章で述べた。しかしながら「中間答申書」において語られる建学の精神の内容を子細に点検してみるならば、そこでは、なるほど高度産業社会への即応という主題³³⁾について雄弁に語られるものの、建学の精神が謳う「日本」という、それと不可分のもう一つの主題については全くと言ってよいほど触れられていない³⁴⁾。その結果、高度産業社会への即応といい、職業的進路を念頭に置いた「教育コース制」といっても、それだけが独り歩きをして言わば自己目的と化すことによって、「中間答申書」が構想する新大学像は、上に引用した那波の「所見」が批判する通り、「職業専門学校の理念」のように映じてしまうこととなる。実のところ「日本」と「産業」の二つは、本学建学の精神において目的と手段として結びつけられた、本来一体不可分の主題である。すなわち「真の日本人」、「愛国的日本人」³⁵⁾を育成し、「日本」を発展させることこそが真の目的であり³⁶⁾、「産業」を発展させることはその手段にほかならない³⁷⁾。

建学の精神の具体化に際して、「中間答申書」はなぜ「日本」という主題を看過したのか。その理由を語る関係者の証言は今のところ見当たらない。そもそも存在しない事柄（「中間答申書」における「日本」という主題の不在）について、なぜそれが存在しないのかを立証することは難しい。この問題については、臆断を交えながら、いくつかの手がかりを頼りに筆者なりに推測するしか手立てがない。これについては後に論じることとし、まずは荒木がそのような欠陥を孕む「中間答申書」を、なぜ建学の精神に一致するものとして受け入れたのか、を推察してみたい。その作業を通じて、荒木

るをえない。

33) これはたしかに本学設立趣意書において本学の教育・研究上の基本姿勢として高唱される「産学共同の態勢」に通じる主題である。次を参照されたい。「学校法人京都産業大学設立趣意書」、前掲書、2頁。

34) 卑見では、本学史におけるこのことの帰結は大きいように思われる。というのも、これ以来、本学において建学の精神を語る際、「産学協同」や「産業」の語義論に言及するばかりで、荒木が力を込めて語った本来の建学の精神、すなわち「日本人」の育成論については見て見ぬ振りをする姿勢が広く定着したように思われるからである。

35) 「学校法人京都産業大学設立趣意書」、前掲書、同頁。

36) とはいえそれも「建学の精神」において最終目的とされたわけではなく、「日本人」の育成という目的のさらにその先に、「全人類の平和と幸福のために寄与する精神をもった人間」の育成という、より深遠な目的が遠望されていることは、すでに前掲註30で見たとおりである。

37) 前掲註15に挙げた溝部英章氏の論文は、南原繁と荒木俊馬の新制大学理念の比較、荒木の一般教養論における「人間」と「日本人」の関係、荒木の「日本」理念と産学協同論との目的論的關係などの諸論点にわたって、本学建学の精神を本格的に論じた、管見では最初の学問的業績である。ここで重ねてその意義を強調しておきたい。

が「日本」と「産業」とをどう論理的に関連づけていたのかをあらためて確認することができる、と思われるからである。

前節の冒頭において、筆者は、「中間答申書」を受け取った際の荒木の発言を引用した。その⑤の段落で、荒木は、「『中間答申書』の内容は、大体に於いて、私が本学創設に際して理想として胸に描いたものを、深い哲学的考察による理論的基礎の上に立って体系づけたもの」（傍点は引用者）と述べ、実は限定条件を付しながら「中間答申書」と建学の精神との一致を認めていた。あえてこの限定条件に着目して発言の真意を推測するなら、荒木は、両者が「大体に於いて」一致するものの、そうと言い切れない部分、あるいは創立者として補足しなければならない部分もある、と言いたかったのではなかろうか。卑見によれば、それが「日本」と「産業」との目的＝手段関係論であったように思われる。荒木は、先に引用しなかった箇所ですべて実際にこの点を明確に語っている。それを、先に引用した①～⑤の段落に加えて、次に⑥として引用したい³⁸⁾。

- ⑥ 以上述べたような戦後の新制大学の事態をつぶさに検討して、わが国の将来に本当に貢献できるような新しい大学を創立したいとの意図のもとに、われわれは京都産業大学を創設したのである。それは決してあらゆる学部・学科を全部揃えたマンモス総合大学ではない。今後の日本の進むべき路線に最も役立つような学術研究の場であり、同時に70年代から21世紀にかけての祖国日本の運命を担う次代の人材を育成する教育機関としての新しい大学を建設するという悲願が、本学の創設となったのである。この四つの島の、しかも殆んど資源をもたぬ狭い国土の上に、人口過剰に悩む日本民族が、海外に対する領土侵略の野心を放棄して、平和に豊かに生きて行くためには、科学技術と産業・貿易に立国の根底を置くより外に途はなく、その基盤の上に日本民族独特の文化を展開・創造して、全人類の文化の発達に貢献し、同時に高度に成長した経済的実力を背景にして国際社会に活動し、世界全民族の平和と共栄に寄与すること、これこそが日本民族に課せられた宿命的使命だと私は信ずるものである。このような信念から、本学は、わが国の産業界の発展に寄与することに重点を置く大学として、名称を、“産業”という語を冠して、京都産業大学としたのである。

この一段落に、建学の精神における「日本」と「産業」との目的論的關係が明示されている。それによれば、本学が我が国の産業界の発展に寄与しようとするのは、今後「日本民族が……平和に豊かに生きて行くためには、科学技術と産業・貿易に立国の根底を置くより外に途はない」、と信ずるから

38) 荒木俊馬「教育改革に関する『中間答申書』を受けて」、3～4頁。なお記述の仕方については、統一性を保つために①～⑤の方法を踏襲した。⑥の冒頭の一文は⑤の冒頭文と同一である。したがって⑥は、⑤冒頭の一文から直接続く、⑤で省略した文章である。

である。言い換えれば、「祖国日本の運命を担う次代の人材を育成する」という「悲願」こそが、その名に“産業”を冠する本学の創設をもたらしたのである。

このように、荒木が「中間答申書」に対して「大体に於いて」という限定条件を付したのは、「中間答申書」に欠落するこの本来の目的論を、彼自身の言葉によって補足するのを感じたからであった。さてここからは筆者の臆測による、臆断にすぎない。限定条件を付しつつも、荒木が「何ら批判を加える余地はない」として「中間答申書」を全面的に受け容れたのは、一つに、この目的論との関係において手段論の位置を占める“高度産業社会に即応する新教科課程案”の出来栄を、自身が語ったように、「深い哲学的考察による理論的基礎の上に立って〔建学の精神を——挿入は引用者〕体系づけたもの」と高く評価したからであろう。しかしそれと並んで、ある意味ではそれ以上に重要であると思われる今一つの理由は、荒木が、「中間答申書」作成に当たった教科課程専門分科会委員の献身的努力を尊重し、人材育成の大局的視点から彼らを包容しようとしたこと、ここにあったのではなかろうか³⁹⁾。この視点から見れば、「中間答申書」の作成事業は、たとえそれがさしあたり挫折に

39) 本学の将来を託した大事業であったはずにもかかわらず、中間答申書作成の任にあたった教科課程専門分科会委員 21 名は、驚くべきことに、議長役の佐藤吉昭（42 歳、外国語学部助教授）を始め、大半が 30 代から 40 代初めの助教授であった。学内権力政治の観点から見れば、このことは、教科課程専門分科会とその手になる中間答申書とが、先輩教授連の居並ぶ各学部教授会から侮られる結果を招いたように思われる。前掲註 9 に引用した佐藤の言葉はそれを裏づける。ひょっとしたら荒木は、すでに「中間答申書」を受け取った時点（昭和 45 年 7 月 1 日）で、その挫折、あるいは少なくともその難航を予想していたのかもしれない。そう考えるならば、昭和 45 年 8 月 31 日付けの荒木の「教育改革に関する『中間答申書』を受けて」という文書は、将来有望な若い委員たちの労を労い、大局的な視点から彼らを包容するために書かれたもののようにも見えてくる。実際分科会委員たちは、一年に及ぶこの労作業を通じて大きく成長し、互いの信頼と結束を深めた。委員の一人青井末治はそれをこう語っている。「分科会の発足当時、その組織や機能を廻って議論百出し一時は雲ゆき危うしといった感もあったがこの胎動期を経るとあたかも「雨降って地固る」かのように全委員の意志統一ができて終始一貫、一定路線上で衆知を集め討議を重ねる事ができるようになった。このことは他ならぬ本学の建学精神を護持しこれを即時的に発展させようとする灼熱した創造力の結集の具現であって、私はこの適応性がある限り本学の将来には盤石の重みがあると思った。……とに角「中間答申書」が完結した。一大慶事である。顧みるに専攻科目や年齢性別を超越して各委員が同一目標に向かって忌憚なく談論風発し倍旧の親密度を増したり、一方本学教員の団結力のすざまじさを知悉することができたりしてまことに意義深い一年であった」（青井末治「答申を終えて」、『京都産業大学報』第 14 号、昭和 45 年 9 月 7 日、4 面）。筆者は以前、若泉敬第二代所長時代（昭和 45 年～55 年）に世界問題研究所が荒木と若泉の合意の下に「大学の今後を担う少壮の学者の結集と研鑽のための道場」として機能したことを論じた（川合全弘「京都産業大学世界問題研究所五十年外史 1966～2016」、『世界問題研究所紀要』第 33 巻、2018 年 3 月、38 頁）。1897 年生まれ荒木から見て、1970 年代の本学は、自分と同世代ないしそれよりやや若い世代に属し、本学の創設と発展のために自分が辞を低くして招聘した碩学や高名の知識人（例えば岡潔、今日出海、福田恆存、村松剛、上田弘一郎、小堀憲、小川環樹など）がまもなく本学を去り、若い学者世代にバトンを引き継ぐべき、重要な過渡期を迎えていた。

終わることになったとしても、必ずや本学将来の発展の種子となるにちがいない。荒木はそう考えたのではなかろうか⁴⁰⁾。

さて最後に、建学の精神の具体化に際して、「中間答申書」はなぜ「日本」という主題を看過したのか、という——本節の第二段落に掲げた——問いについて考えてみたい。上述したように、その理由を直接語る関係者の証言は見当たらない。したがってここでは、史実の究明を目的とするのではなく、むしろ今日の我々が高等教育改革論を考える上での課題を抽出するための基本史料という観点から、この問題を捉えることにしたい。

卑見では、「中間答申書」が「日本」という主題を看過した理由は、大きく二つ考えられる。第一は、前掲註 29 で教養教育のとりわけ「人間」理念に即して述べた理由と共通する。ここで再びそれを要約しよう。「中間答申書」は、1年という短期間で高度産業社会への即応性の点において首尾一貫した新教科課程案を作成するというに自らの任務を限定し、その結果として、新制大学の一般教育理念を狭義の一般教育、すなわち良識ある「社会人」の育成へと縮減せざるをえなかった。「日本人」と「人間」とを育成するという本来の教養教育を看過したことは、言わばそのやむをえざる代償であった。前掲註 32 において、教科課程専門分科会委員の中から、「人間」の理念を小規模で親密な「私塾」的教育環境の必要論と結びつける形で、「中間答申書」に対する異議が提出されたことを紹介した。教養教育を考える上でこれは重要な論点であろう。というのも、狭義の一般教育が一般社会の全体的な仕組みや規則とそこにおける「社会人」としての良識とを教える、基本的には知識重視の教育であるとするなら、教養教育は人間の人格的完成を目指し、そのために知識の伝達よりもむしろ人格間の触発を重視する教育となる、と考えられるからである。前掲註 32 で挙げた新田や小平の「私塾」的教育論は、教養教育におけるこの人格的触発の意義を強調するものであり、今日の議論では、少人数教育や能動的学習^{アクティブラーニング}などの拡充を目指す、授業形態論や授業方法論に通じる主張である。他方、「中間答申書」が目指したのは、高度産業社会と大衆化した学生層との現実に即応する教育コースの設定および各教育コースの目標に従った多様な専門科目の体系的配置に的を絞った、教科課程の作成であった。しかし教養教育は、けっして科目の配置の問題に尽きるものでない。いくら「哲学」や「倫理学」、「日本精神史」や「日本文化論」の科目を配置したところで、それで「人間」と「日本人」の教育が実現されるわけでない。「中間答申書」における次の文章をよく読むなら、教科課程専門分科会はこのことをよく自覚していたように思われる。そこでは、人格間の触発を「出会い」、大学を「出会いの場」と呼びつつ、「中間答申書」が今日の大衆化した大学において「出会い」の機会を確保すべくできる限りの努力を払ったことが訴えられているものの、むしろその切々たる訴えか

ひょっとしたら荒木は、教科課程専門分科会にも世界問題研究所と同様の意義を見出していたのかもしれない。

40) もしそうであるとするなら、今日の我々が「中間答申書」を再考し、それを創造的に継承することの意義は、いっそう大きい。

らは、「中間答申書」が狭義の一般教育に焦点を絞るために、教養教育論を棚上げせざるをえなかった苦しい事情が、かえってよく伝わってくるように思われる。「中間答申書」にはこう書かれている。「現在の大学、特にわが国の私立大学は、多数者教育、学生大衆の教育を前提とせざるをえない現状にある。この事実を事実として認め、個対個にもとづいた「出会いの場の原理」を、集団対集団の出会いに適用した新教育組織は成立しないものであろうか。このような人格関係を根底にした高等教育の原理は、現代の「新しい大学」の中で、どのように取り入れられ、実現されうるでありましょうか。多数の学生をかかえた現代の大学社会の中に、もう一度人格的つながりをもった教育を回復する目的で、なんらかの少数者教育を実現させることは、別の方法で考えられるべきでありましょう。しかし、ここでまさに真剣に考えられなければならない問題は別にあります。現代の一般大学教育において、本質的に個人から個人への少数者を前提とした教育を追い求めることは、いまもって理想ではありましょう。しかしさし迫った現実を一度直視するならば、それは過ぎ去った美しい夢とでも言うよりほか仕方ありません。……われわれの真剣な努力は、多数の中での教育、学生大衆のまっただ中での教育を、逃れることのできない必然的前提として認め、そこにおいてなお、いかなる教育的解決手段が残されているかを追求することに向けられねばなりません。……社会的要請を受け入れ、また私立大学として、今後とも比較的多数の学生をかかえるはずの本学において、この「出会いの場の原理」が生かされないものでしょうか。個人対個人の関係が動的に拡大されて、集団対集団の有機的な教育組織として生かされえないものでしょうか⁴¹⁾」。

次に、「中間答申書」が「日本」という主題を看過した第二の理由として考えられるのは、そもそも「中間答申書」にこの主題を回避しようとする姿勢が潜在したのではないかということ、これである。とはいえ筆者のこの臆測は、必ずしも佐藤吉昭を初めとする当時の教科課程専門分科会委員に直接向けられたものでなく、むしろ前掲註34で述べたような、建学の精神に対する我々自身の特徴的な姿勢がどこから生まれたものなのか、その起源への問いに関わるものである。より分かり易く言い換えれば、それは、今日我々が本学建学の精神を論じる際にそこに歴然と存在する「日本」という主題にあえて目を瞑るという姿勢の出発点に「中間答申書」があるのではないか、という臆測である。しかしよく考えてみれば、「日本」という主題を避けようとするこの姿勢は、当時の教科課程専門分科会委員や今日の我々の範囲をはるかに超えて、広く戦後における日本人の倫理的態度一般に当てはまるものであり、言わば戦後日本人の通念ないし常識ともなっているのではなかろうか。荒木が掲げ

41) 「中間答申書」、33～34頁。「中間答申書」の意図によれば、「出会いの場の原理」を多数者教育に適用し、本来「個人対個人の関係」である「出会い」を「集団対集団の有機的な教育組織」へと展開する教育的手段が「教育コース制」であった。しかしここには、「出会い」や「出会いの場」といった修辞を通じて、「教育コース制」の中に無理やり教養教育的要素を見て取ろうとする、論理の飛躍が感ぜられる。厳しく見れば、「中間答申書」において「出会いの場の原理」は十分に掘り下げられないままにとどまっている、と言わなければならない。

た本学建学の精神は、まさしく日本人のこの戦後的な通念の妥当性を疑い、日本人に厳しく自己変革を迫るものにほかならない。ここが建学の精神における「日本」という主題の要点を成す。言い換えれば、本学建学の精神は、我々に、通念に流されたまま「亡国流浪の民」として生きるのか、それともあらためて日本人として自己を形成するのか、という真剣な問いを突きつけるものである。荒木のこの問いかけは、すでに引用した荒木の①～⑥の発言からも、また本学設立趣意書からもはっきりと読み取れるが、ここでは荒木が本学建学のおよそ2年前にそれをより平明に記した別の文章を引いてみたい。そこには、「日本」という主題が日本人の戦後的通念と明確に対比される形で論じられている。荒木はこう述べている⁴²⁾。

⑥-2 戦後の日本では、とかく抽象的な概念遊戯ばかりが罷り通って、土に足のついた意見、血の通った議論は少ない。人づくりといえば、『今どき日本人をつくる国民教育なんて時代錯誤で軍国主義の復活だ、今や世界の中の日本だから、日本国民である前に先ず世界人類の一員としての人間を形成せねばならぬ』と主張して、祖国愛も民族意識も喪失した亡国流浪の民を作り上げようと努力する。……しかし国籍のない人間は現実的には存在し得ないし、何らの職分もたずに生活して行ける人間は有るべきでない。……さすれば日本人であれば日本国民として義務を果し責任を負うてこそ始めて一個の人間としての基本的人権を主張することができるのである。……要するに日本国民である前に世界人類の一員とか、職能を離れてのただの人間といった抽象的人間の形成ではなく、日本国民としてその義務・責任を果し、各自の職域に応じて日本国家に奉仕するところの現実的日本人の形成こそが、基本的人権に値する一個の人間の形成であり、これが国づくりの基本たる人づくりでなければならぬ。

これを読めば、本学建学の精神の具体化において日本人の形成という主題を看過することは、建学の精神そのものに違背することを意味する、と言わざるをえない。

3. おわりに

本稿において筆者は、もっぱら批判的視点に立って「中間答申書」の問題点と思われる事柄だけを考察してきた。しかしそれは、筆者が本学史と日本の高等教育史とにおける「中間答申書」の意義を高く評価し、我々が今日それを発展的に継承すべきである、と考えるからである。本稿ではほとんど

42) 荒木俊馬「人づくり私見」、自由文教人連盟編集『潮』第73号、昭和38年3月1日、1頁。なお出典は異なるものの、すでに引用した荒木の①～⑥の発言との関連性を示すために、⑥-2という番号を付し、記述の仕方についても①～⑥と同じ方法を踏襲した。

言及できなかったものの、「中間答申書」には、大学教育改革に関する優れた提案や傾聴すべき指摘が数多く存在する⁴³⁾。それらの発掘と再評価については他日を期したい。

本稿で指摘した「中間答申書」の二つの問題点（一般教育の捉え方と建学の精神の具体化）は、結局のところ、「人間」と「日本人」とをどう育成するかという問題に尽きる。これらは、大学における教養教育の主要問題たるにとどまらず、俯瞰すれば、未曾有の敗戦という歴史的挫折を関した日本人が、戦後、この挫折からどう立ち直り、あらためて世界人類に寄与すべくどう生きてゆくのかという、日本人の精神上の大問題でもあった。新制大学の一般教育理念はこの問題との格闘から生まれ、本学建学の精神はこの理念の形骸化を克服すべく誕生した⁴⁴⁾。「中間答申書」の試みは、本学建学の精

43) 学部・教養部制の廃止論にまで踏み込んだ「中間答申書」の改革姿勢の当時として稀にみる大胆さもさることながら、高度産業化する社会の只中で大学教育改革に従事する者が立脚すべき基本思想（教育改革の三つの原理）として「中間答申書」で論じられる、①「改革の原理」、②「出会いの場の原理」、③「大学社会の原理」は、今日でも傾聴に値する。①は大学を、硬直した官僚的機構から、変転する環境の挑戦に果敢に挑戦する一種の生命体へと、創造的に発展させるための、「恒常的自己改革の原理」を説くもの、②は大衆化した大学において、教育を、人格と人格の触発に基づく「全人的教育現象」とするための巧みな動態的仕組みを追求するもの、③は大学が、多様な学生層の多様な要求に応える各種教育センター群（外国語センター、保健体育センター、計算機センター、中央図書館、厚生センターなど）と、一般社会と融合するための様々な社会貢献的機能（社会人の再教育、地域社会に対する市民教育、短期の職業講習や語学講習など）とを備え、それ自身が——純学問的要素だけでなく、生活のあらゆる要素を包摂した——一箇の社会として存立すべきことを提案するものであり、この「大学社会の原理」の延長上には、「教育・研究はもとより、大学を中心にした一切の業務と24時間の生活をも包括した『京都産業大学学園都市』」（42～43頁）の出現が遠望されていた。

44) 筆者が「中間答申書」の結末を形容するためにあえて「挫折」という強い否定的響きを帯びる語を用いたのは、新制大学の一般教育理念および本学建学の精神と日本人の敗戦体験とのこの深い内的関連を念頭に置いたためである。言い換えれば、本学創設者荒木俊馬が敗戦という国民的挫折を深く自らの内心に受け止め、それを本学建学の精神へと昇華したように、我々もまた、「中間答申書」の不首尾を進んで我々自身の挫折として受け止め、そうすることによってそれを本学発展の契機へと転ずべきである、と考えたからである。ちなみに荒木は、敗戦の十年後に、敗戦当日に受けた衝撃とその後に続く自身のやや奇矯な行動とを回顧する文章を記し、それに、「わが、アメリカに降伏せざるの記」という激越な表題を与えた（荒木俊馬「わが、アメリカに降伏せざるの記」、『新論』新論社、第1巻第2号、昭和30年8月、124～129頁）。それによれば、荒木は、終戦の詔勅の当夜に、アメリカによる日本占領を予想し、「アメリカ幕府の禄を食むこと」を潔しとせず、「頑強な自由意志」に従って「官職放棄の決心」をした（同誌、126頁、127頁）。荒木はまもなく京都帝国大学教授職を辞し、山村に移住して農業に従事する。荒木にとって「アメリカに降伏しない」ことは、必ずしも日本の敗戦を認めず、アメリカとの戦争を継続することを意味するものでなかった。「アメリカに降伏しない」という決意は、「日本未曾有の悲惨な敗戦」（同誌、124頁）を認めつつ、やがて占領がもたらす屈辱の未来図の予感の中で日本国民としての精神的独立と矜持を保とうとする、荒木なりの態度であった。荒木は文章をこう締めくくっている。「私は、遂にアメリカに降伏せずに押し徹した、と自分では信じてゐる」（同誌、129頁）。

ちなみに国民史的文脈の中で敗戦を主題化することは、荒木俊馬だけでなく、岩畔豪雄や若泉敬など、本学

神の「手段」論的な側面を取り上げ、その具体化を企てたものであった。「中間答申書」が捉え方を誤り、あるいは看過したその「目的」論的な側面は、今後我々自身が取り組むべき課題である⁴⁵⁾、と思われる。

〈謝辞〉

本稿執筆に際して、本学名誉教授の新田政則先生、河野勝彦先生、溝部英章先生、柴孝夫先生、本学卒業生の吉村信二氏に数々のご教示を賜った。また大学史編纂事務室の山本茂さん、高田祐介さんには資料収集について多大のご助力を頂いた。ここに記して感謝申し上げます。

ファウンディング・ファーザーズ
の「建学の父たち」全てに共通する姿勢であるように思われる。岩畔豪雄における敗戦の主題化について筆者は別稿で論じた。次を参照されたい。川合全弘「一軍人の戦後——岩畔豪雄と京都産業大学——（下）」、『産大法学』第53巻第2号、令和元年7月、1～74頁。岩畔は、敗戦というそれ自体としては悲惨な経験が持ちうる積極的な国民史的意義について、例えば次のように指摘している。「敗戦は極めて嘆かわしい事実ではあるが、古来“兵学は敗戦の賜物である”、“偉大な哲学は敗戦から生まれる”等の言葉があるように、敗戦は既存の信仰、思想、道徳、制度、慣習等を反省し批判する機会を人類に与えるようである。そのために敗戦と云う事実よりも、敗戦に如何に巧みに対処するかと云う問題の方が遥かに大切なことになってくる」（『戦争史論』、恒星社厚生閣、1967年3月、109頁）。

45) 筆者は前掲註39で、荒木が「中間答申書」作成事業を人材育成の視点から本学将来の発展の種子と見たのではないか、という臆測を述べた。当時教科課程専門分科会委員を務めた一人、三木新は、その数年後、本学建学の精神における「日本」の主題を発展させるべく、世界問題研究所において若泉敬と協力し、「世界における日本の文化——いま問われるべきものの本質——」と題するシンポジウムを企画した。“日本人による文化創造を通じた世界人類への寄与”を主題とするこのシンポジウムは、卑見によれば、本学史上まことに重要な記念碑的業績の一つである。三木はシンポジウムの主題を次のように提起している。「私自身は、日本の特殊性と言われるものの中に、実ははなはだ普遍的な、人間存在の根底的なものが含まれていて、これを抽出することが、日本のためのみならず、世界の文化創造に大きく寄与しうる非常に大事な問題だと考えているわけですが、本当にそうかどうかということは、それこそ『日本問題の世界問題としての可能性如何』という極めて重要な問題ですから、さまざまな角度から検証していかなければならないだろうと思います。その中心になるものは、どんな民族もそれぞれ固有の倫理的な気質というものを持って生きてきたわけですし、かつ、これを基盤にしながら諸制度を生み出し、そして、これを運用してきたわけですから、日本にもまたそういう意味での日本人に特有の、古来日本民族が身につけてきたような高い資質の倫理志向性というものがあるはずで、それが何であるかは非常に厄介な問題ですが、そういった高い資質が元来あって、それが諸制度、あるいは歴史の運びというものにどうかかわってきたかということをよく見極めてみる必要があると思います。そうすることによって初めて、日本というものがどういうものであるかということを経験的に認識可能な体系として提示しうることになるわけです」。次を参照されたい。川合全弘「シンポジウム『世界における日本の文化——いま問われるべきものの本質——』について」、『世界問題研究所紀要』第35巻、令和2年3月、221頁。